

案件概要書

2014 年 2 月 25 日

国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 案件名（国名）

国名：ウズベキスタン共和国

案件名：ナボイ州総合医療センター機材整備計画（The Project for Improvement of Equipment of Navoi Regional Multidisciplinary Medical Center）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健医療セクターの開発実績（現状）と課題

ウズベキスタンは 1991 年に独立して以降、1998 年に開始した「国家保健改革プログラム」をはじめ保健医療システムの様々な改革を行っているが、旧ソ連時代の遺制を色濃く残し、効率的なシステムへの転換が進んでいない。レファラル・システムの面では、各レファラル・レベルにおいて、専門診療科の細分化により医療機関数が膨大化し、施設間の連携が脆弱である点が課題となっている。さらに、近年は国民の死因の大半が心血管系疾患等の非感染性疾患になっている中、縦割り・細分化された現行のシステムが原因で、重篤な慢性疾患やその合併症に十分に対応できず、適切な医療サービスを提供する上での障害となっている。このような状況から、当国は州レベルの最高次医療施設として各州に州総合医療センターを設ける政策を決定し、ナボイ州においても新たに州総合医療センターを新設することとなった。同センターで使用する医療機材については、一部を州内の病院から移転して使用する予定だが、州内の既存の病院の医療機材は老朽化が進行しており、それらの機材だけでは質・量ともに対応しきれないため、同センターが適切な医療サービスを提供できるように新規の整備が必要とされている。

(2) 当該国における保健医療セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

2007 年の大統領令「国家保健医療プログラムのさらなる改革と実施に係る方針」において、保健医療システムの改善の必要性を強調し、州レベルでは総合医療センターを設立する旨を示した。また、当国の貧困削減戦略文書にあたる「国家福祉改善戦略」（2008～2010）では、保健医療の質の改善を重点分野と設定し、州総合医療センターの設立を通じた医療機関ネットワークの連携構築によって達成するものとしている。

(3) 保健医療セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対ウズベキスタン国別援助方針の重点分野「社会セクターの再構築支援」に合致する。これまで我が国は開発調査「ナボイ州保健医療サービス改善計画調査」（2007～2008）を実施し、ナボイ州の医療施設間の役割分担の明確化、効果的なレファラル体制の構築等につき提言を行った。また、技術協力プロジェクト「非伝染性疾患予防対策プロジェクト」（2010～2013）ではナボイ州をプロジェクトサイトとして、健診システムの導入やヘルスプロモーションの実施に取り組んできた。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行は「Health System Improvement Project（Ⅰ）～（Ⅲ）」にて、機材供与・人材育成等を通じ1～2次レベルの医療サービスへのアクセス改善に取り組んでいる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

ナボイ州の第3次医療施設であるナボイ州総合医療センターに、治療・手術・検査用機材を供与することにより、同医療センターのサービス供給体制の構築を図り、もってナボイ州の医療体制の効率化に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ナボイ州ナボイ市（州都。州面積 110.8 千平方キロメートル、人口約 850,000 人）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

【調達機材】総合病院としての機能に必要な機器（治療・手術、診断、検査用機材等）。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：協力準備調査にて確認。要請書によれば本事業は機材のみの要請。

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制

事業実施機関：保健省、ナボイ州総合医療センター

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認する。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：KfW が同医療センターに約 2.5 百万ドルの医療機材の供与を行う予定。KfW との連携・役割分担は協力準備調査にて確認する。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

当国タシケント州及びジザク州一次医療改善計画の事後評価等では、無償資金協力で供与した機材の維持管理費用を保健省が確保していない、医療施設が維持管理計画を定めていない等の問題が指摘された。これを受け、中央省庁による病院の予算・維持管理のモニタリング体制を案件形成時に確立することが望ましいとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

上記の教訓を踏まえ、本事業では、事業の持続性の確保のために、協力準備調査において、維持管理に関する体制、予算計画を書面にて確認するとともに、保健省がナボイ州総合医療センターの財務面・維持管理面を適切にモニタリングできる体制・計画を十分に検討、確認する。

以上

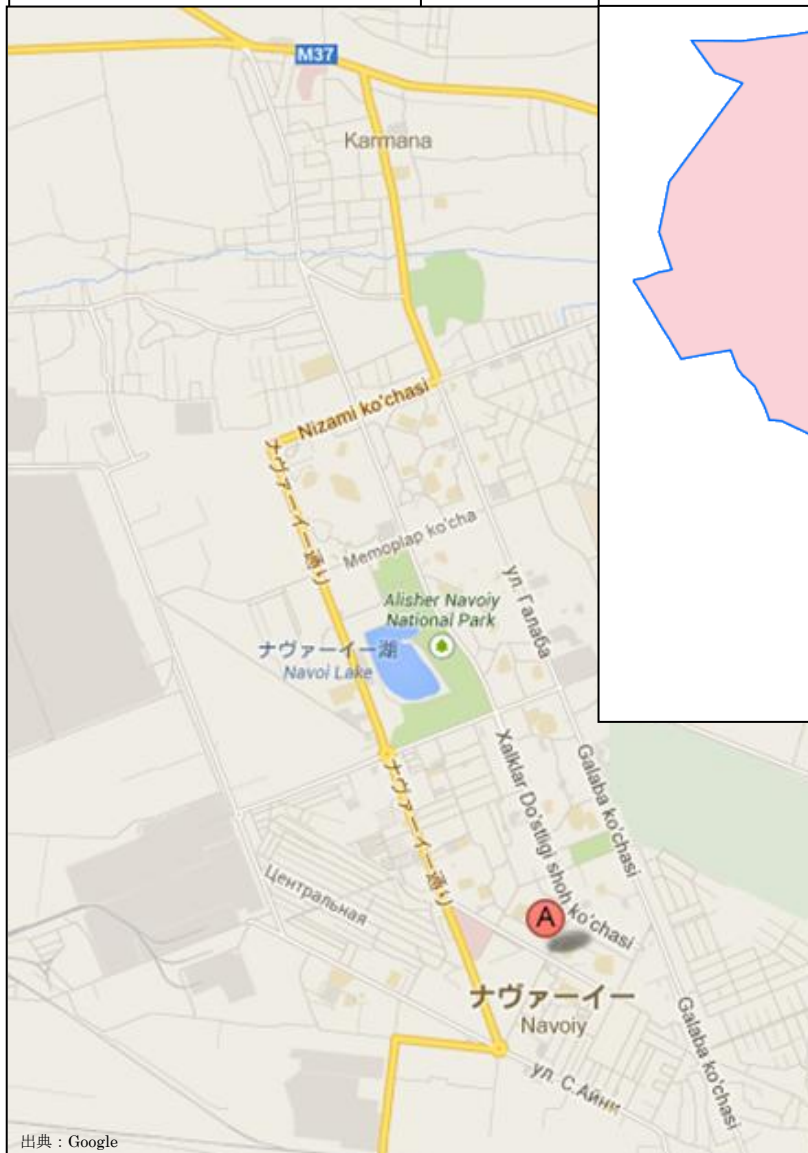
〔別添資料〕地図

ウズベキスタン全体図

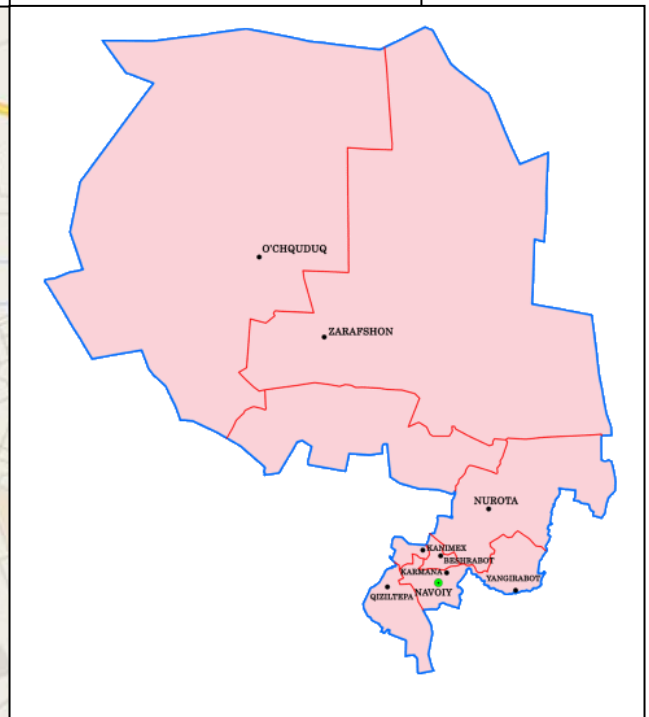
別添



ナボイ市中心街地図



ナボイ州地図



出典：Google